

質 疑 回 答 書

1 件 名 夜間急患診療所レントゲン画像処理機器賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 夜間急患診療所 越谷市東越谷十丁目31番地

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 入札金額について、月支払額ではなく契約総額を記入するという認識でよろしいでしょうか。	A 1 : お見込みのとおりです。件名に長期継続契約とある案件は、契約期間の総額（見積もった契約希望金額（課税事業者は、10%の消費税及び地方消費税を加味した金額の合算）の110分の100に相当する金額）を記入してください。
Q 2 : （受注者の損害賠償請求について）地震など動産総合保険対象外事由で物件が滅失・毀損した場合など、物件にかかる危険負担について受注者は発注者に対して、これによって生じた損害の賠償を請求することは可能でしょうか。	A 2 : 加入する保険の適用外の自然災害については、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。
Q 3 : （第30条2について）予算の減額により契約の変更または解除があった場合、発注者は損害の範囲において賠償の責めを負うものとする、とありますが、受注者に対して変更または解除時点の残リース料を支払うという認識でよろしいでしょうか。	A 3 : 越谷市賃貸借契約約款（長期継続契約による特約事項）第30条第2項に記載のとおり、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。 なお、「賃貸借契約約款」は、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております。